

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市旅館業法施行条例等の一部改正について

松山市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(松山市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 松山市旅館業法施行条例(平成24年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第1号中「洋式の構造設備による」を削り、同号ア中「(次項第1号アにおいて「換気面積」という。)」を削り、「床面積(」の次に「押入れその他寝具等を収納する設備、床の間、」を加え、同号イ中「次項第1号イ」を「以下このイ」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、幅0.9メートル以上の縁側(ぬれ縁を除く。)等が設けられている場合は、当該採光面積は客室の床面積の5分の1以上であることとし、随時開放することができるふすま又は障子類によって2室に仕切られている場合は、その2室を1室とみなして当該採光面積及び客室の床面積を計算する。

第2条第1項第1号に次のように加える。

エ 和式の構造設備による客室は、押入れその他寝具等を収納する設備を有すること。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 便所の位置は、公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、井戸及び調理場(配膳室を含む。)から適当な距離を有すること。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号中「洋式の構造設備による客室は第1項第1号ア及びイ、和式の構造設備による客室は」を「客室は、」に改め、同項第2号中「押し入れ」を「押入れ

」に改め、同項第4号中「第1項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第5号中「第1項第4号」を「前項第3号」に改め、同項第6号中「第1項第5号」を「前項第4号」に改め、同項第7号中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号イ中「押し入れ」を「押入れ」に改め、同項第2号中「第1項第5号」を「第1項第4号」に改め、同項第3号中「第2項第6号」を「第1項第5号」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1号ク(ア)中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「旅館営業及びホテル営業を営む者並びにこれら」を「旅館・ホテル営業を営む者及びこれ」に改める。

(松山市特定ホテル建築規制条例の一部改正)

第3条 松山市特定ホテル建築規制条例(平成27年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業」を「第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(提案理由)

旅館業法の改正に伴い、旅館・ホテル営業の構造設備の基準等を定めるため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号の4の次に次の2号を加える。

(14)の5 介護医療院の開設許可申請手数料 1件につき 63,000円

(14)の6 介護医療院の変更許可申請手数料（市長が認めたものを除く。） 1件につき 33,000円

第2条第1項第90号の4の次に次の3号を加える。

(90)の5 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料 1件につき 120,000円

(90)の6 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料 1件につき 120,000円

(90)の7 汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料 1件につき 120,000円

第2条第1項第94号の次に次の2号を加える。

(94)の2 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1件につき 147,000円

(94)の3 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定変更申請手数料 1件につき 134,000円

第2条第1項第110号の8中「75,000円」を「67,000円」に改め、同項第141号中「又は第12項ただし書」を「第12項ただし書又は第13項ただし書」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用済自動車破砕業の事業範囲変更許可申請手数料を引き下げるとともに、2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

議案第33号

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第34号

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市都市公園条例の一部改正について

松山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市都市公園条例の一部を改正する条例

松山市都市公園条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第3条の2」を「一第3条の3」に改める。

第1章の2中第3条の2の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第3条の3 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第35条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園に設けることができる運動施設の割合を定めるほか所要の規定を整備するため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市営住宅管理条例の一部改正について

松山市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市営住宅管理条例の一部を改正する条例

松山市営住宅管理条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

「第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理

目次中 第1節 改良住宅等の管理（第43条—第48条） を「第3章 更新住宅
第2節 店舗の管理（第49条・第50条）」

等の管理（第43条—第50条）」に改める。

第1条中「及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）」を削る。

第3条第1号中「店舗並びにこれらの」を「その」に改め、同条第2号中「設置した住宅」の次に「及びその附帯施設」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 更新住宅 市営住宅のうち改良住宅建替事業により設置した住宅及びその附帯施設をいう。

第3条第4号を削り、同条第5号中「、改良住宅及び店舗」を「及び更新住宅」に改め、「設置した住宅」の次に「並びにその附帯施設」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「及び改良法第2条第7項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

(8) 改良住宅建替事業 国土交通大臣の承認を受けた建替計画又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づき建設した改良住宅を除却し、これに代わるべき住宅を設置する事業及びこれらに附帯する事業をいう。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) インターネット

第11条第1項中「10日」を「20日」に改め、同項第1号中「2名の」を「1人が」に改め、同条第6項中「10日」を「1月」に改める。

第13条第2項第1号中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改める。

第14条第1項ただし書中「場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）」を加える。

第31条第2項中「第8条第2項」の次に「（第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

「第3章 公営住宅以外の市営住宅の管理」を「第3章 更新住宅等の管理」に改める。

第3章第1節の節名を削り、第43条の見出し中「改良住宅」を「更新住宅」に改め、同条中「改良住宅」を「更新住宅」に改め、「第8条第1項及び第2項、第11条」を削り、「第34条」の次に「から第36条まで、第38条」を加える。

第44条及び第45条を次のように改める。

（入居者資格等）

第44条 更新住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 改良住宅建替事業の施行に伴い住宅を失った者

イ 市長が定める日以後に改良住宅建替事業の施行区域内において災害により住宅を失った者

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 本人又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が更新住宅に入居せず、又は居住しなくなったときは、同項に規定する者以外の者を当該更新住宅に入居させることができる。
- 3 前項の規定により第1項に規定する者以外の者を入居させるときは、その者の収入は、158,000円を超えてはならない。
- 4 第4条、第5条、第6条（第1項第3号を除く。）、第7条、第8条第1項及び第2項並びに第9条から第11条までの規定は、第2項の規定による更新住宅の入居について準用する。

（家賃の決定）

第45条 更新住宅の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の令第4条に規定する方法の例により算定した額（以下この条及び第48条第2項において「限度額」という。）以下で、第43条において準用する第15条第3項の規定により認定された収入の額に基づき、令第2条に規定する方法の例により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（第43条において準用する第15条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、第43条において準用する第36条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず更新住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該更新住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（当該近傍同種の住宅の家賃が限度額を超えるときは、限度額）とする。

- 2 その他住宅の毎月の家賃は、限度額以下で市長が定める。

第46条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第2号及び第3号中「改良住宅」を「更新住宅」に改める。

第47条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」を「158,000円」に、「改良住宅」を「更新住宅」に改め、同項各号を削る。

第48条の見出しを「（収入超過者に対する家賃）」に改め、同条第1項中「いう。）は」の次に「、第45条の規定にかかわらず」を加え、「家賃のほかに市長が定める割増賃料を」を「市長が定める額を家賃として」に改め、同条第2項中「割増賃料」を「前項の家賃」に、「第45条の規定により定められた家賃の額（第46条の規定により変更されたときは、その変更後）」を「限度額（その他住宅にあつては、家賃）」に改め、同項第1

号を削り、同項第2号中「0.5」を「1.5」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「0.8」を「1.8」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「第17条及び第18条」を「から第18条まで」に、「割増賃料」を「第1項の家賃」に改める。

第3章第2節の節名を削り、第49条及び第50条を次のように改める。

第49条及び第50条 削除

第69条中「第44条第2項」を「第44条第4項」に、「第44条第1項第2号」を「第44条第1項第3号」に改める。

第70条中「割増賃料」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項に1号を加える改正規定、第11条第1項及び第6項、第13条第2項第1号並びに第14条第1項ただし書の改正規定、第15条第1項にただし書を加える改正規定並びに同条第2項及び第3項、第31条第2項、第39条及び第40条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(松山市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の一部改正)

- 2 松山市営住宅等の整備に関する基準を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第6号」を「第3条第5号」に改める。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年4月26日公布分）による公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務を緩和するとともに、更新住宅の管理に係る規定を整備するため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市県営土地改良事業分担金徴収条例及び松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部改正について

松山市県営土地改良事業分担金徴収条例及び松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市県営土地改良事業分担金徴収条例及び松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部を改正する条例

(松山市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 松山市県営土地改良事業分担金徴収条例(平成10年条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条中「分担金」の次に「及び法第91条の2の規定による特別徴収金」を加える。

第5条を次のように改める。

(特別徴収金)

第5条 市は、愛媛県知事(以下「知事」という。)が別に指定する県営土地改良事業(法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業及び法第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業を除く。)の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途(法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。)に供するため所有権の移転等(法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目

的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）
には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 市は、知事が別に指定する法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者に該当する者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該県営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該県営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地につき当該各号に定める場合に該当することとなったときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 特別徴収金の額は、法第91条第6項の規定により県営土地改良事業の費用につき市が負担する額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額（当該特別徴収金の徴収に係る土地が法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生じる収入がある場合には、当該収入の額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えないときその他市長が特別徴収金の納付が必要がないものとして承認したときは、当該特別徴収金を免除することができる。

5 特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

（松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部改正）

第2条 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第76条の19」を「第76条の16」に改める。

第7条第1項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の全部又は一部を農地以外に転用した者であつて第1条の規定による改正前の松山市県営土地改良事業分担金徴収条例第5条第1項の分担金を納付していないものについては、当該転用した土地を自ら土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の2第1項に規定する目的外用途に供したものとみなして、第1条の規定による改正後の松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例第5条（第2項を除く。）の規定を適用する。

(提案理由)

土地改良法の改正に伴い、県営土地改良事業の特別徴収金の徴収に関する事項を定めるため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 平成30年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 平成30年4月1日
4. 契約の金額 10,910,160円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市味酒町二丁目

氏名 近藤 壮

資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第38号

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市辺地総合整備計画（平成30年度～平成34年度・旧中島町域）の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により，松山市辺地総合整備計画（平成30年度～平成34年度・旧中島町域）を別冊のとおり策定する。

（提案理由）

松山市辺地総合整備計画（平成25年度～平成29年度・旧中島町域）の計画期間経過に伴い，新たに松山市辺地総合整備計画を策定するため，本案を提出する。

（参 照）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抄）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は，当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の変更について

(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)

松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事請負契約（平成27年第4回定例会議案第109号，平成29年第1回定例会議案第38号）を次のとおり変更する。

記

区 分	請 負 金 額
変更前	52億8,532万8,840円
変更後	53億7,527万6,640円

(提案理由)

汚水流出対策として施工している鉛直遮水工で、遮水壁設置に先行して掘削する埋立廃棄物の深度や遮水壁を設置する箇所岩盤層の深度が当初見込んでいたよりも深かったことなど、現場の状況に応じた施工が必要となり、設計数量が増加したことから、請負金額の増額変更を行うため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地，地目及び地積

1. 所在地 松山市本谷甲571番
2. 地 目 溜池
3. 地 積 6, 285平方メートル

(提案理由)

本件溜池は、現在受益者もなく、今後も溜池として利用する見込みがないため、地方自治法第238条の6の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 生石 286号線	南吉田町	南吉田町	
2	市道 生石 287号線	南吉田町	南吉田町	
3	市道 雄郡 202号線	土居田町	土居田町	
4	市道 味酒 141号線	朝日ヶ丘二丁目	朝日ヶ丘二丁目	
5	市道 清水 163号線	山越二丁目	山越二丁目	
6	市道 桑原 267号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
7	市道 桑原 268号線	樽味四丁目	樽味四丁目	
8	市道 味生 281号線	北斎院町	北斎院町	
9	市道 味生 282号線	北斎院町	北斎院町	
10	市道 生石 288号線	南吉田町	南吉田町	
11	市道 潮見 137号線	鴨川三丁目	鴨川三丁目	
12	市道 潮見 138号線	鴨川三丁目	鴨川三丁目	
13	市道 潮見 139号線	鴨川三丁目	鴨川三丁目	
14	市道 潮見 140号線	志津川町	志津川町	
15	市道 潮見 141号線	志津川町	志津川町	
16	市道 和気 242号線	馬木町	馬木町	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 和気 243号線	太山寺町	太山寺町	
18	市道 余土 240号線	市坪南二丁目	市坪南二丁目	
19	市道 久米 242号線	北久米町	北久米町	
20	市道 久米 243号線	北久米町	北久米町	
21	市道 久米 244号線	鷹子町	鷹子町	
22	市道 小野 236号線	北梅本町	北梅本町	
23	市道 小野 237号線	北梅本町	北梅本町	
24	市道 小野 238号線	平井町	平井町	
25	市道 浮穴 105号線	井門町	井門町	
26	市道 石井 513号線	和泉南一丁目	和泉南一丁目	
27	市道 石井 514号線	今在家四丁目	今在家四丁目	
28	市道 石井 515号線	北井門四丁目	北井門四丁目	
29	市道 石井 516号線	北土居四丁目	北土居四丁目	
30	市道 石井 517号線	古川南三丁目	古川南三丁目	

(提案理由)

図面番号第1～2号の路線は、松山外環状道路空港線整備に伴い、第3～30号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

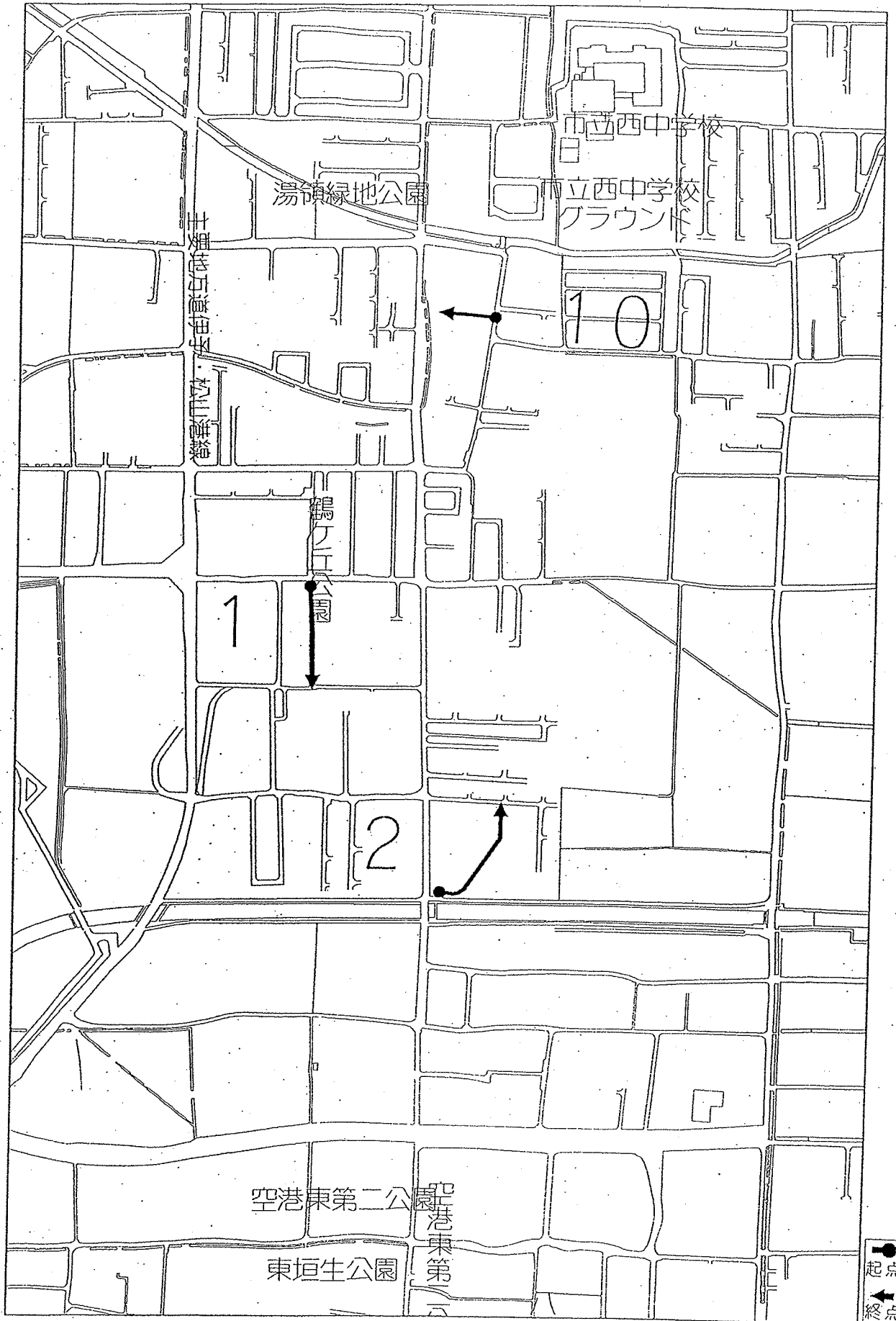
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

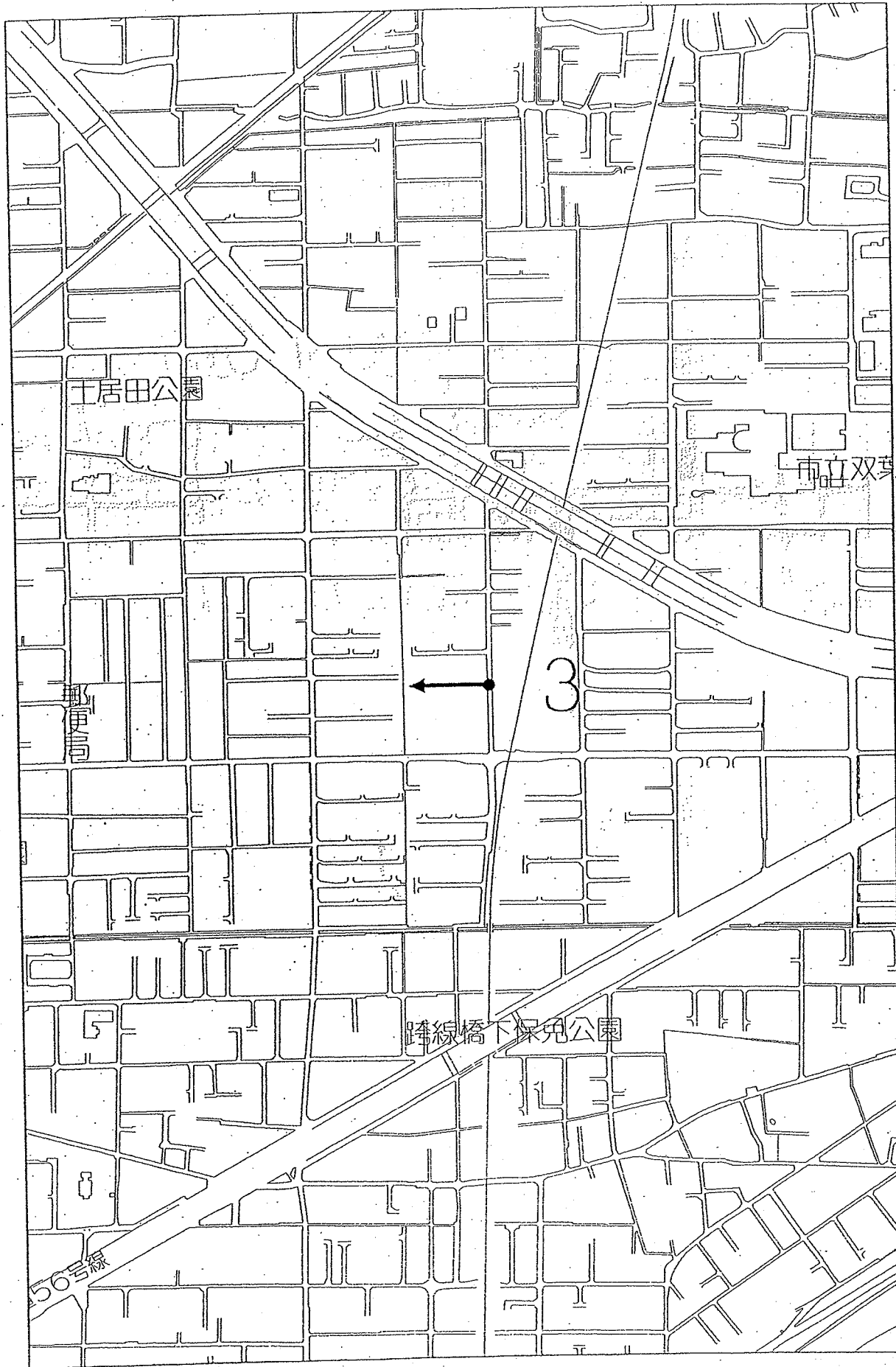
道路法(抄)

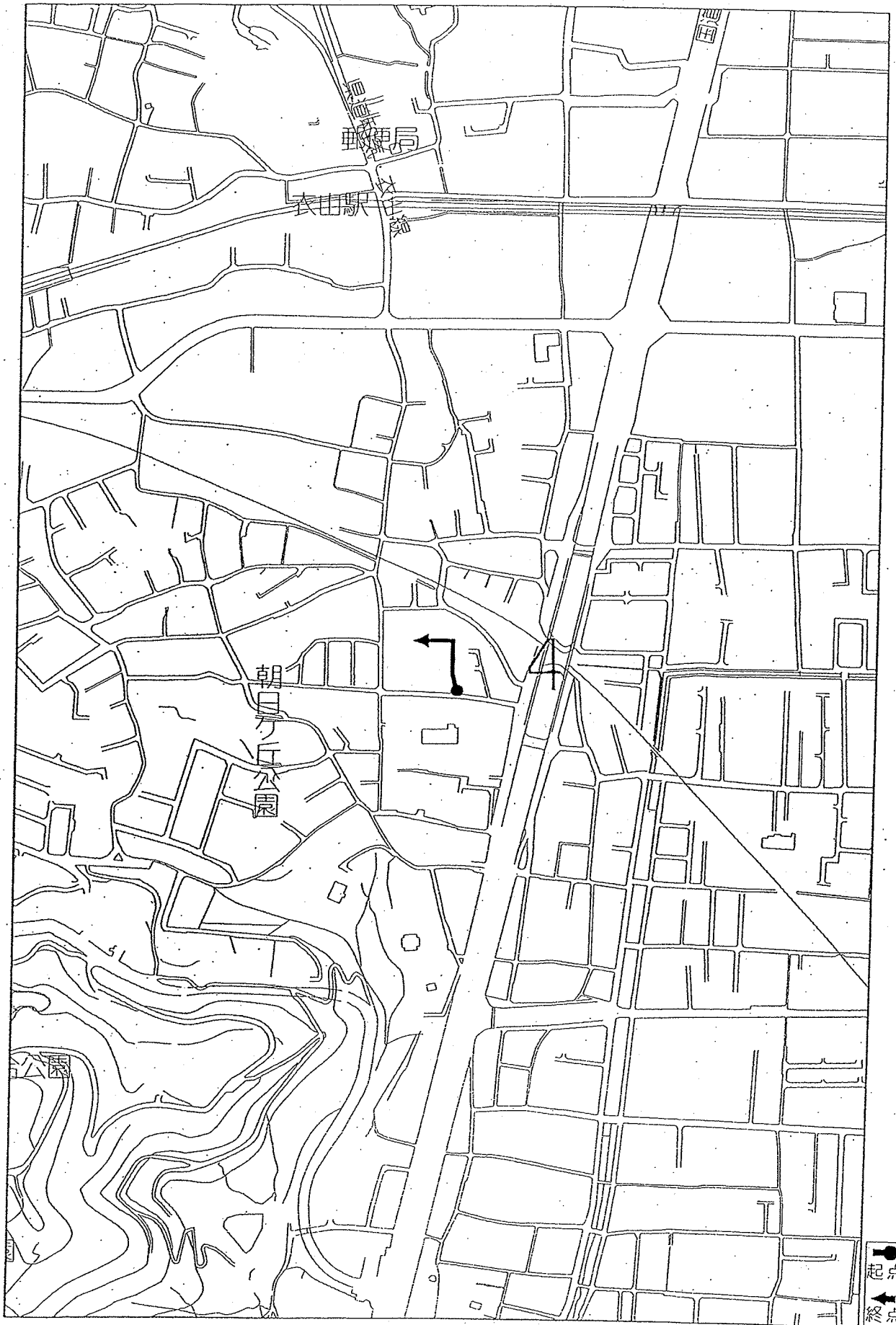
(市町村道の意義及びその路線の認定)

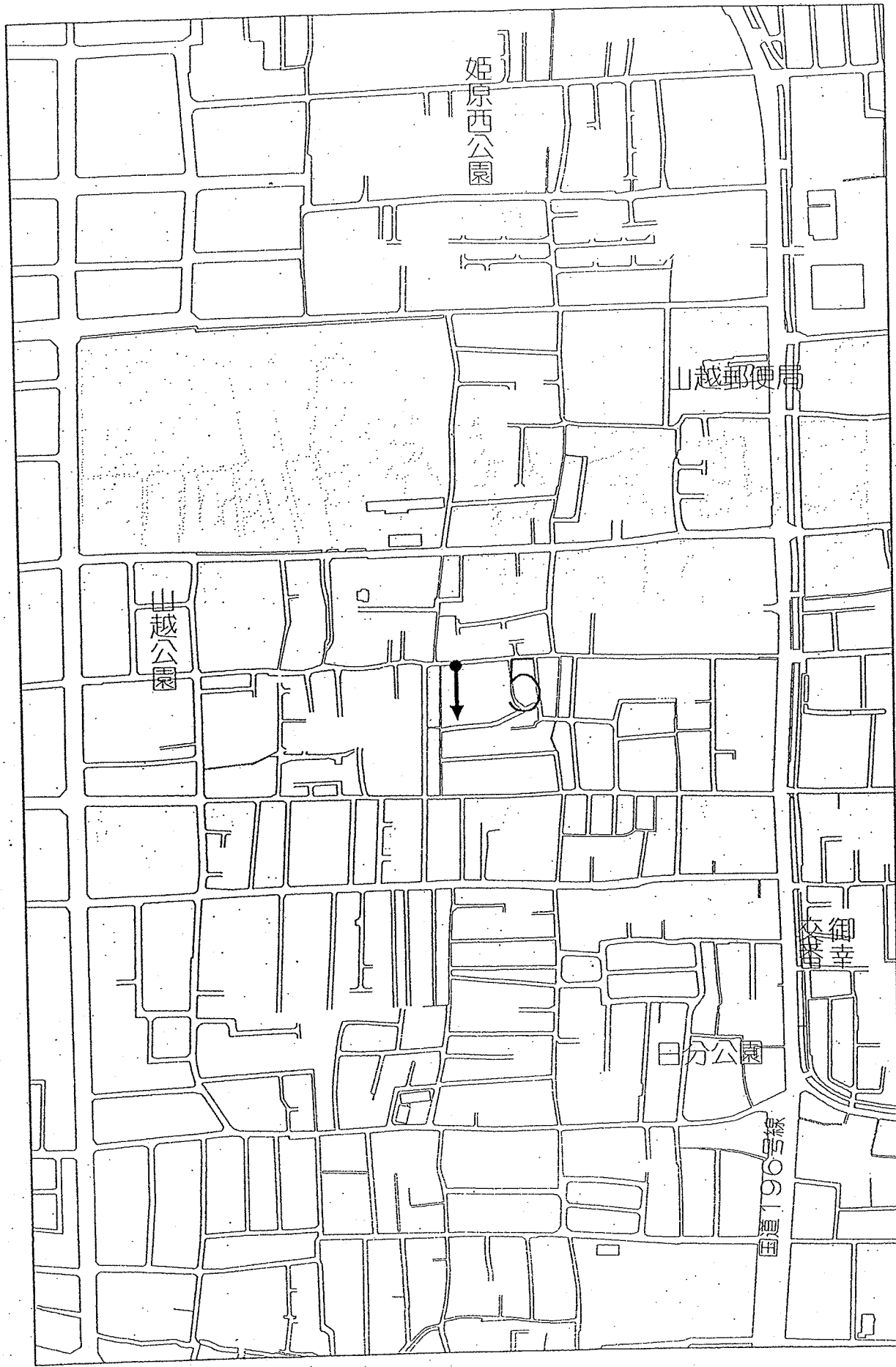
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

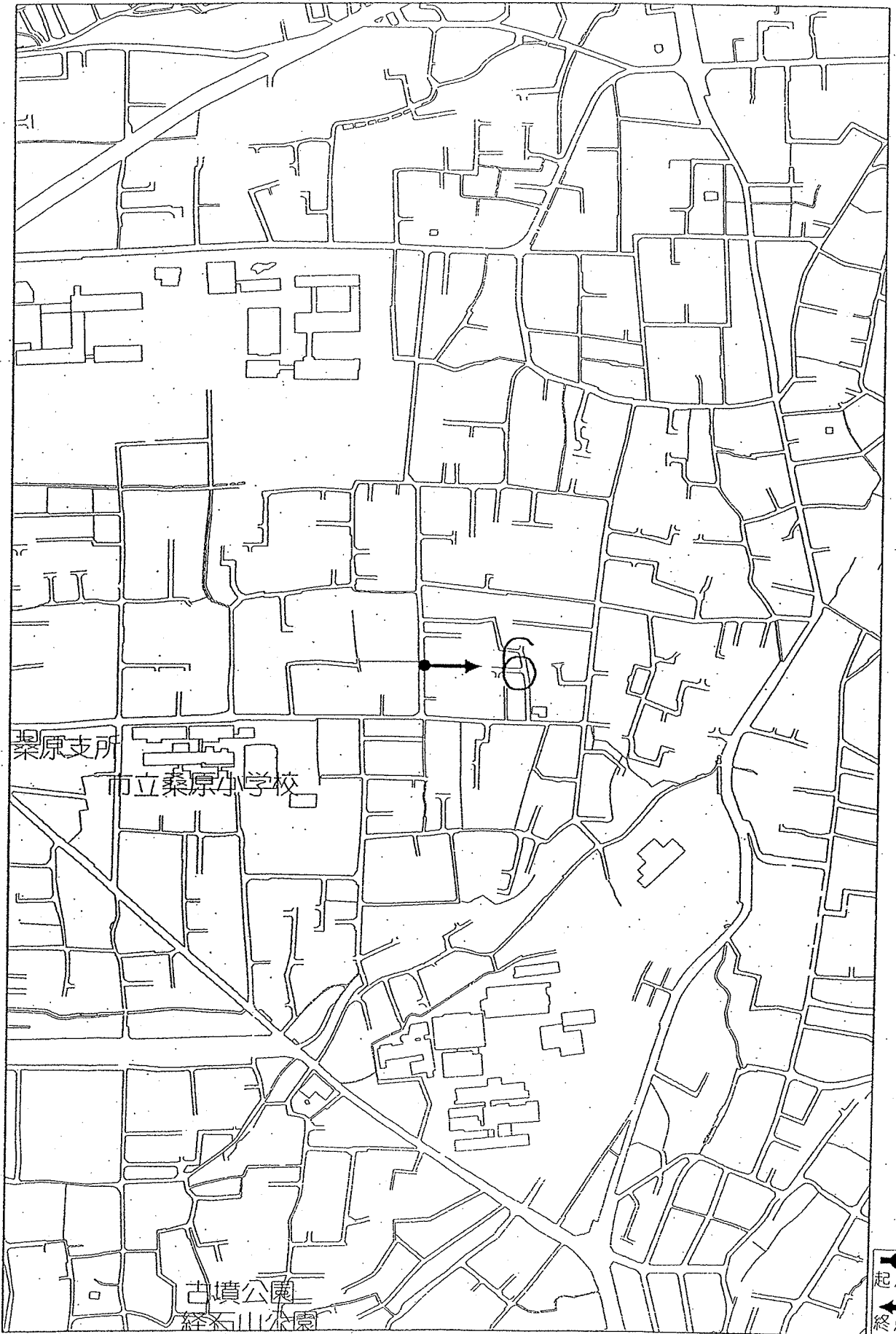
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

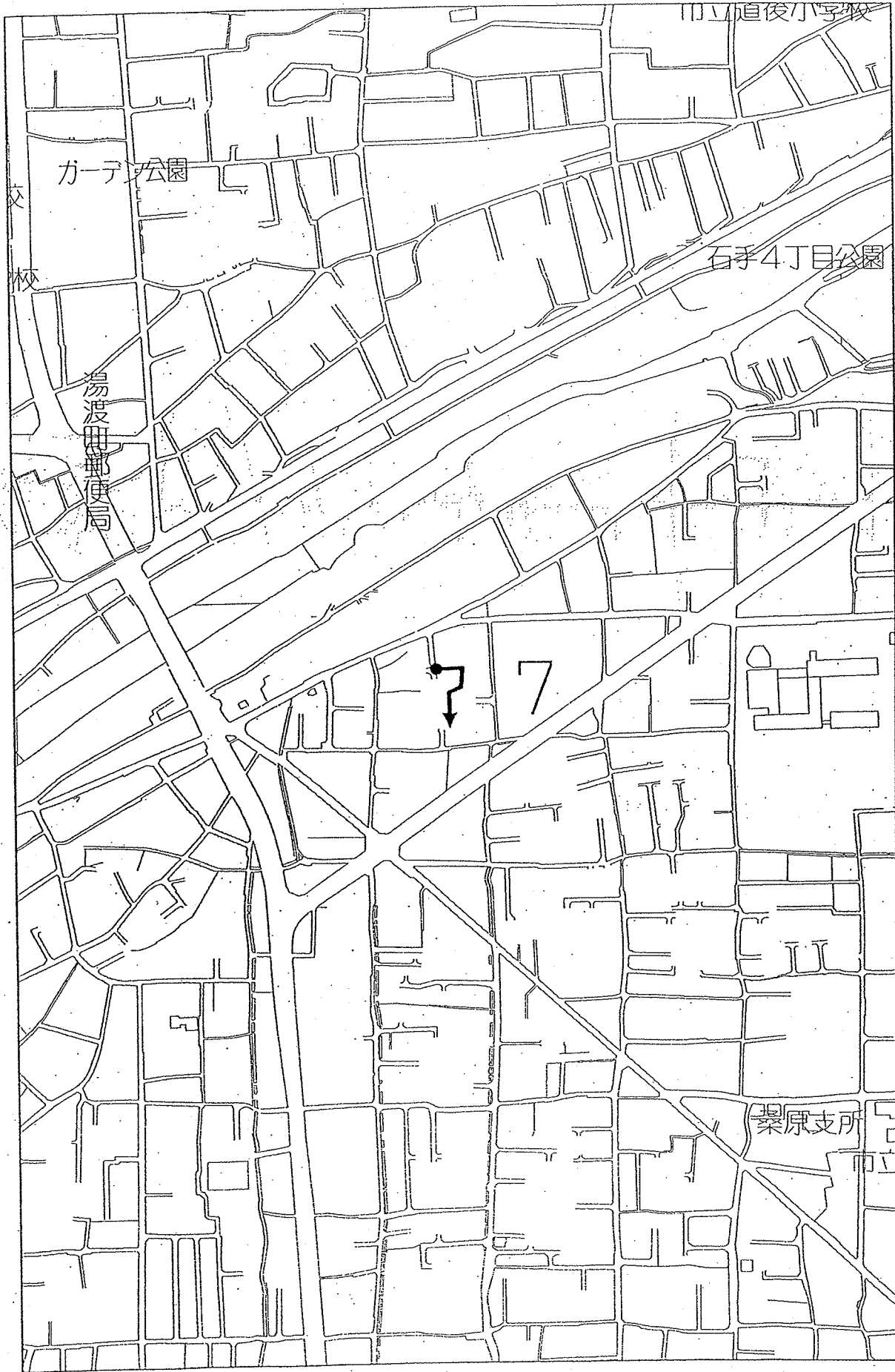


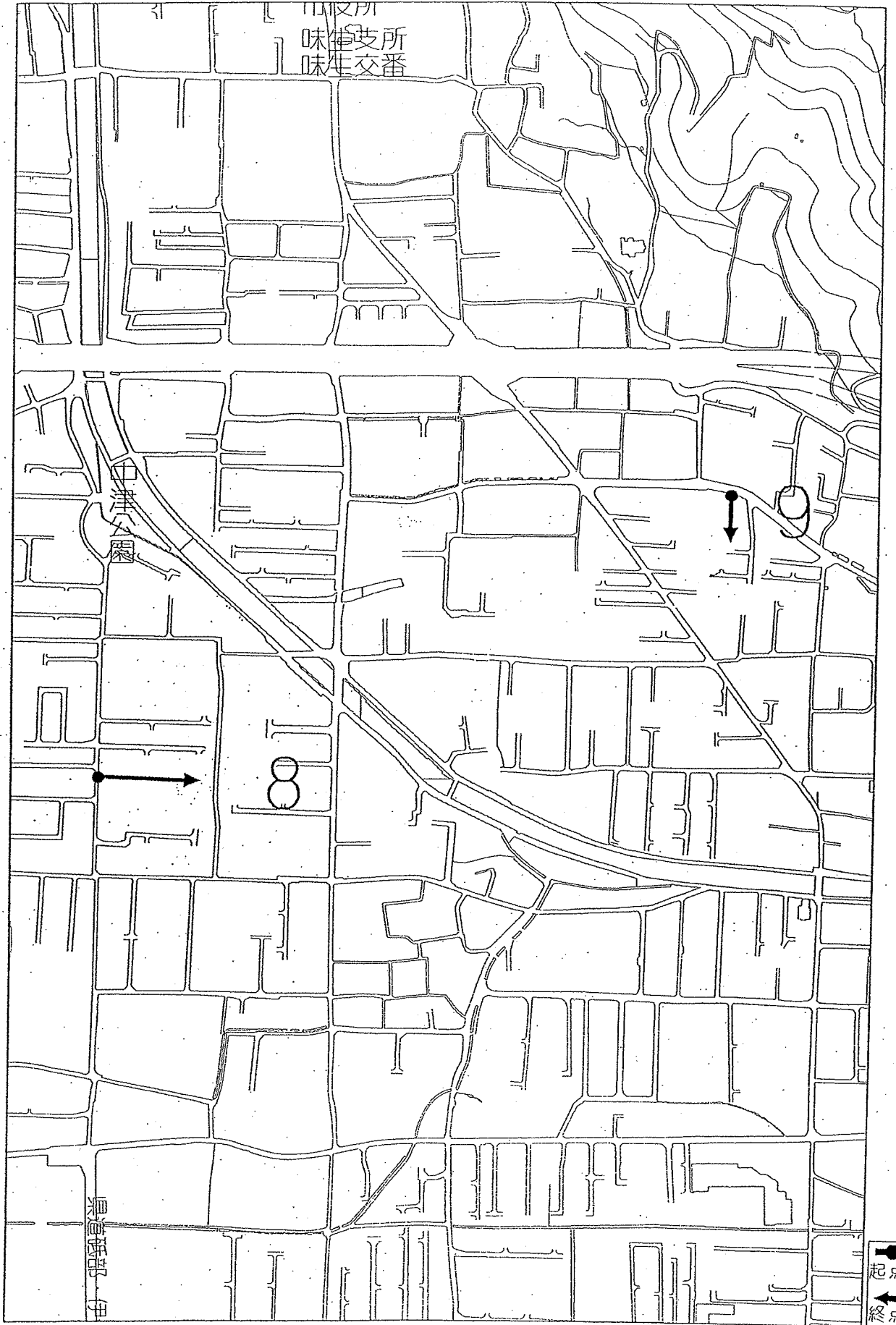


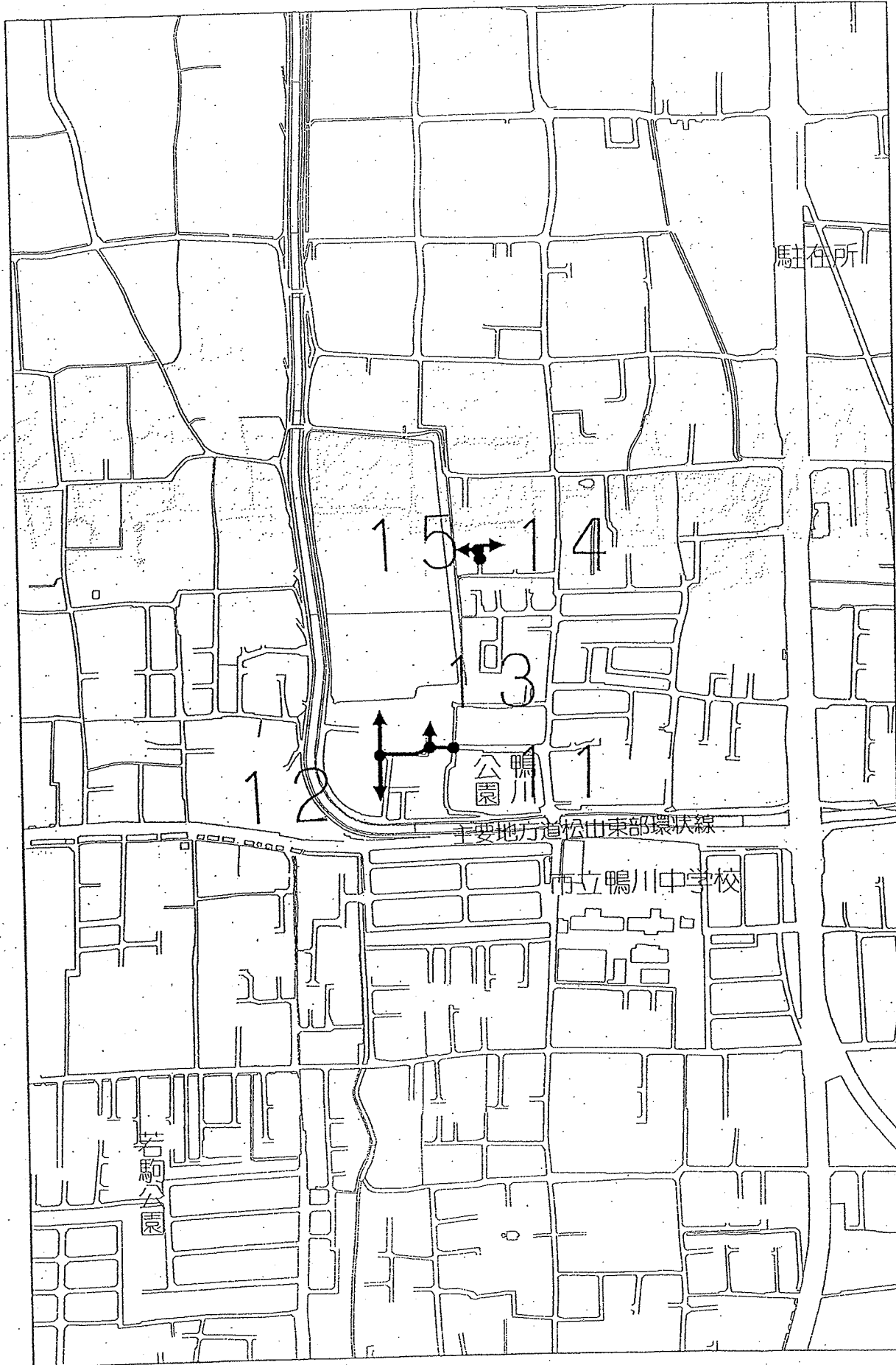


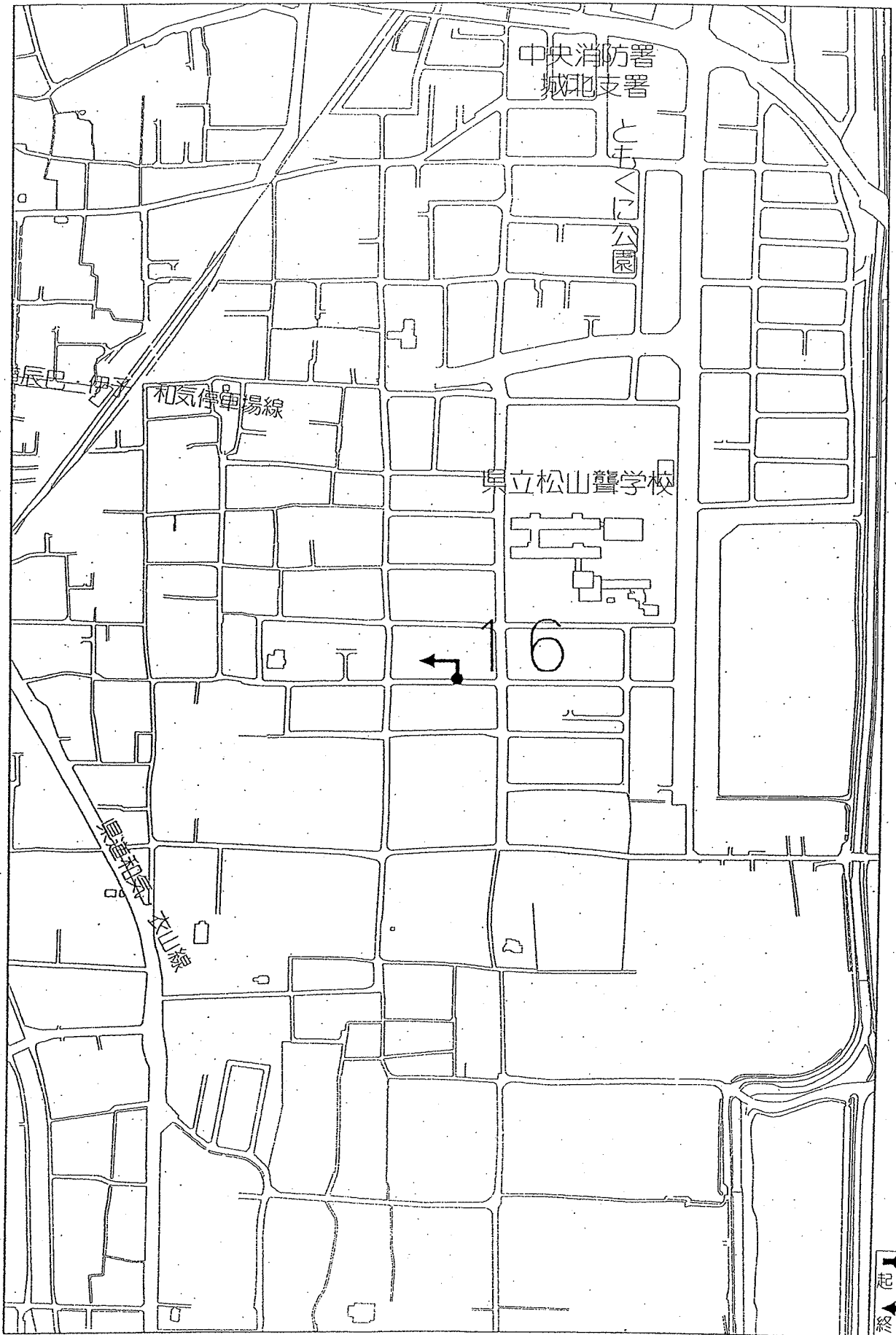






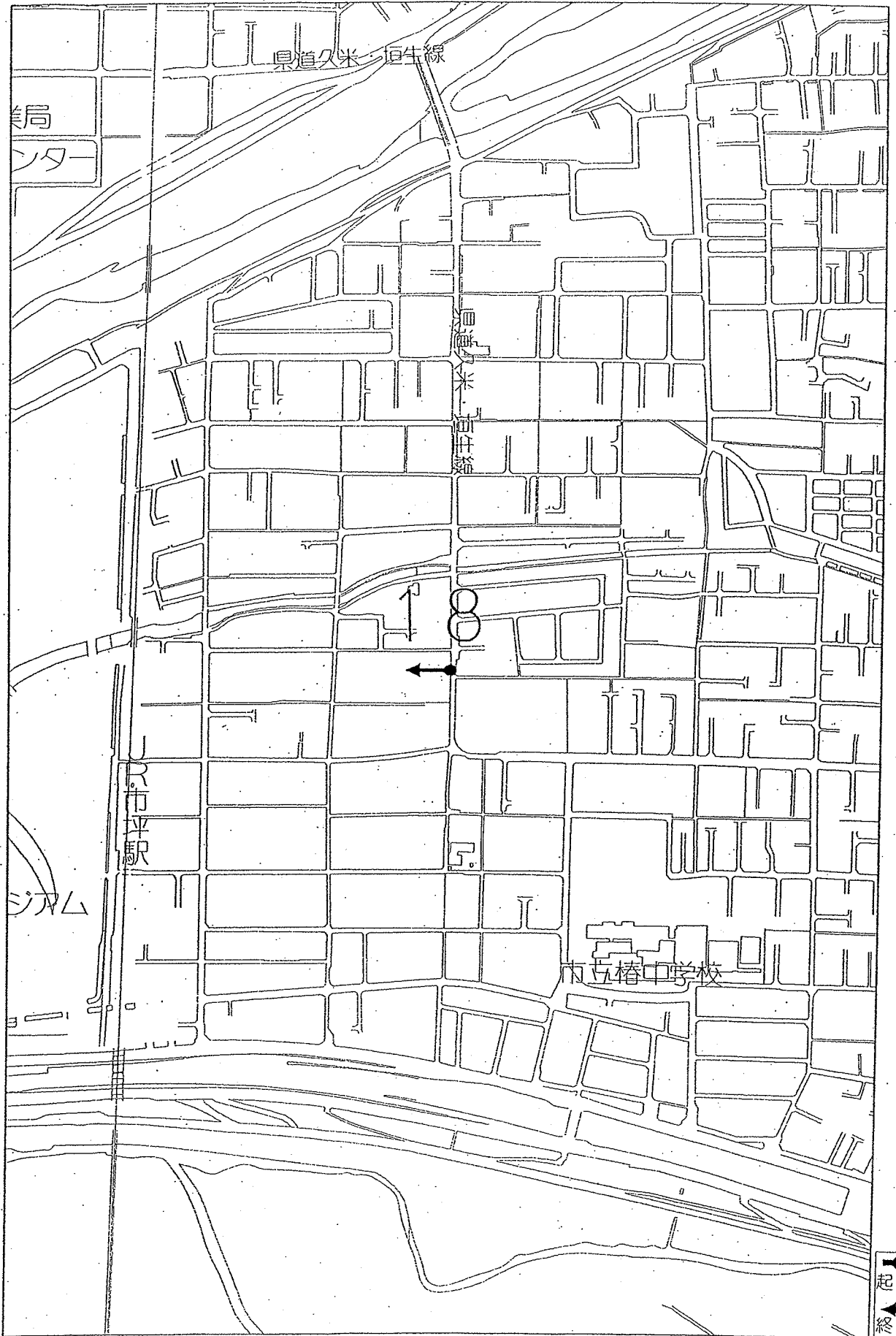


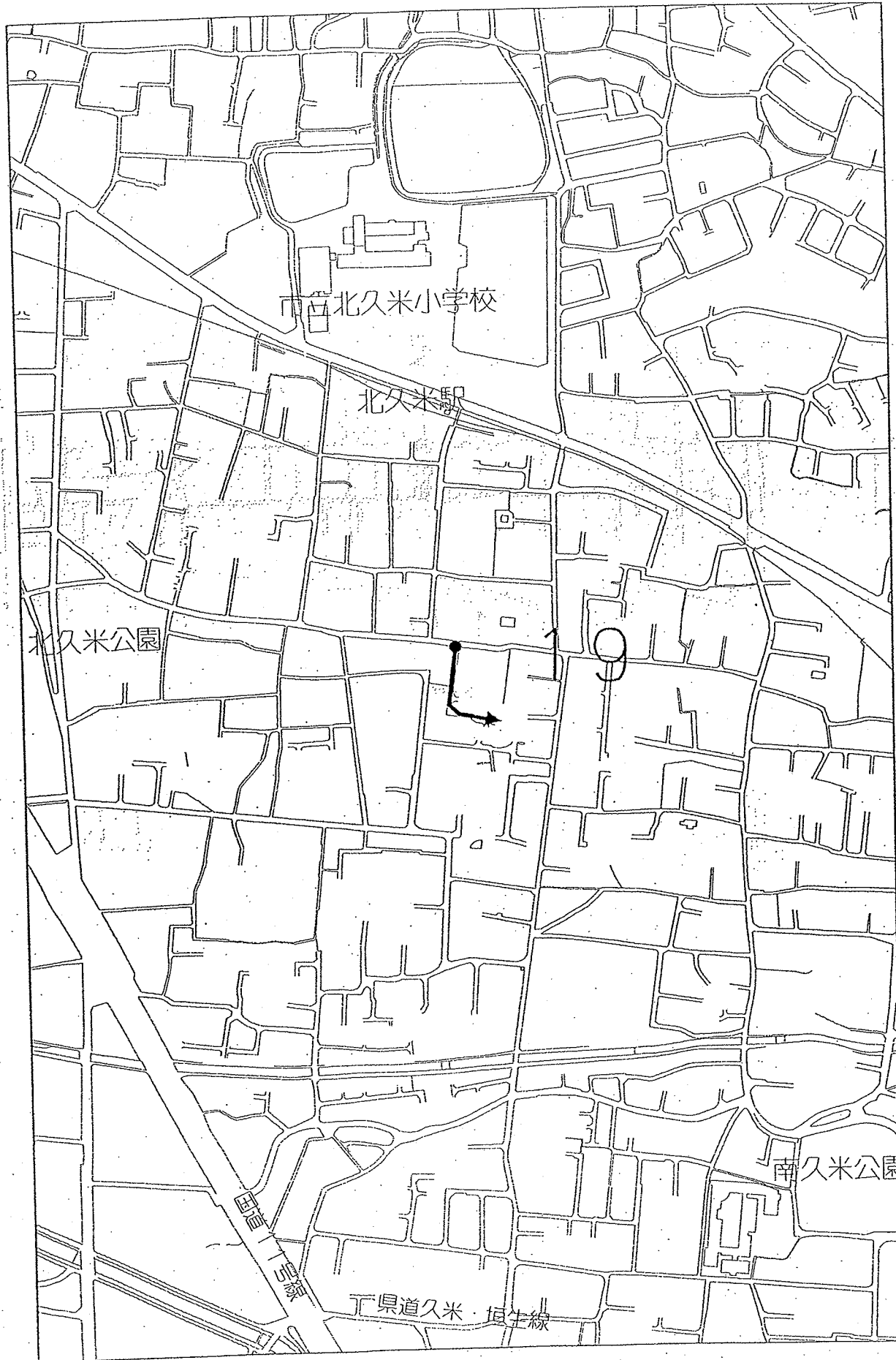


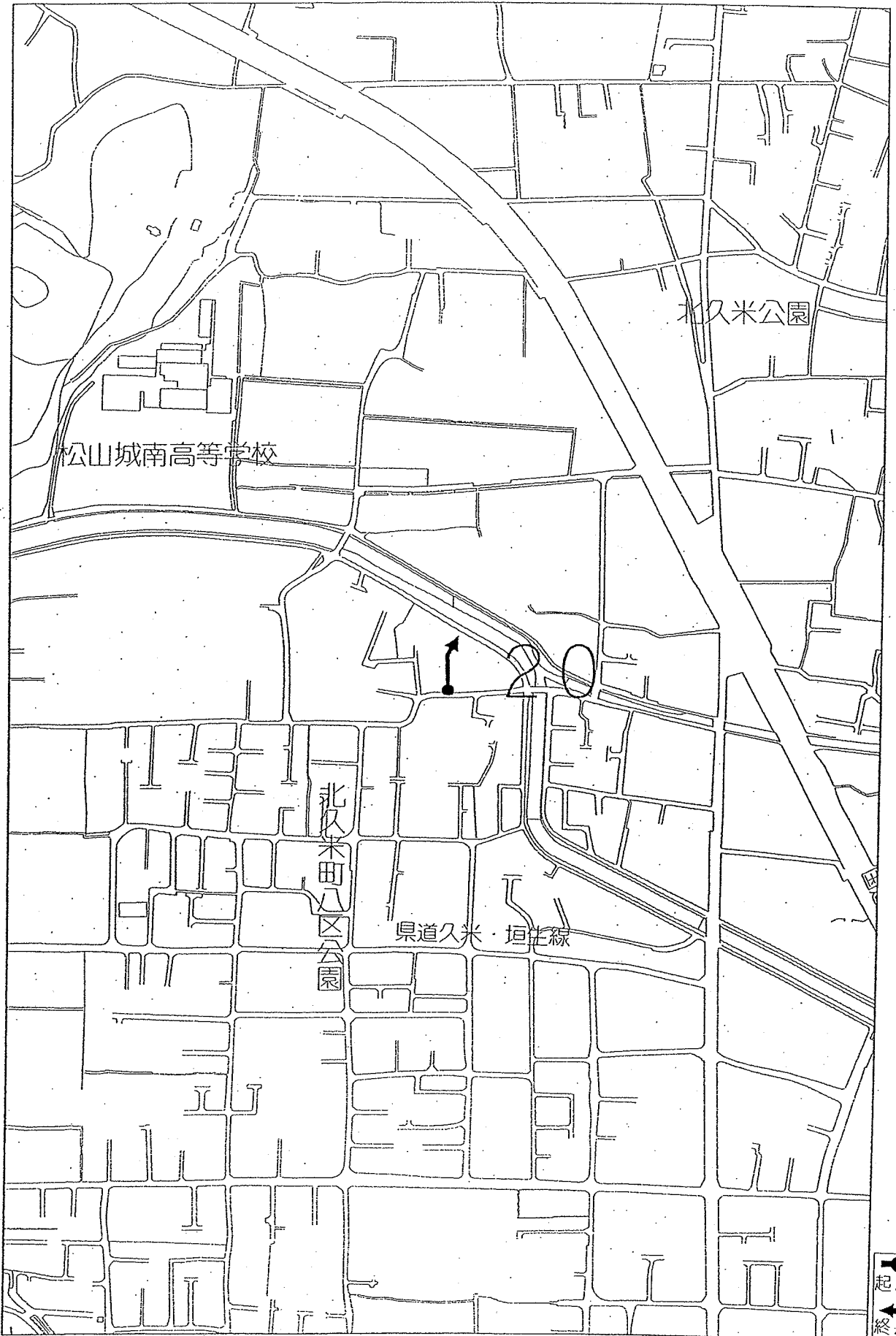


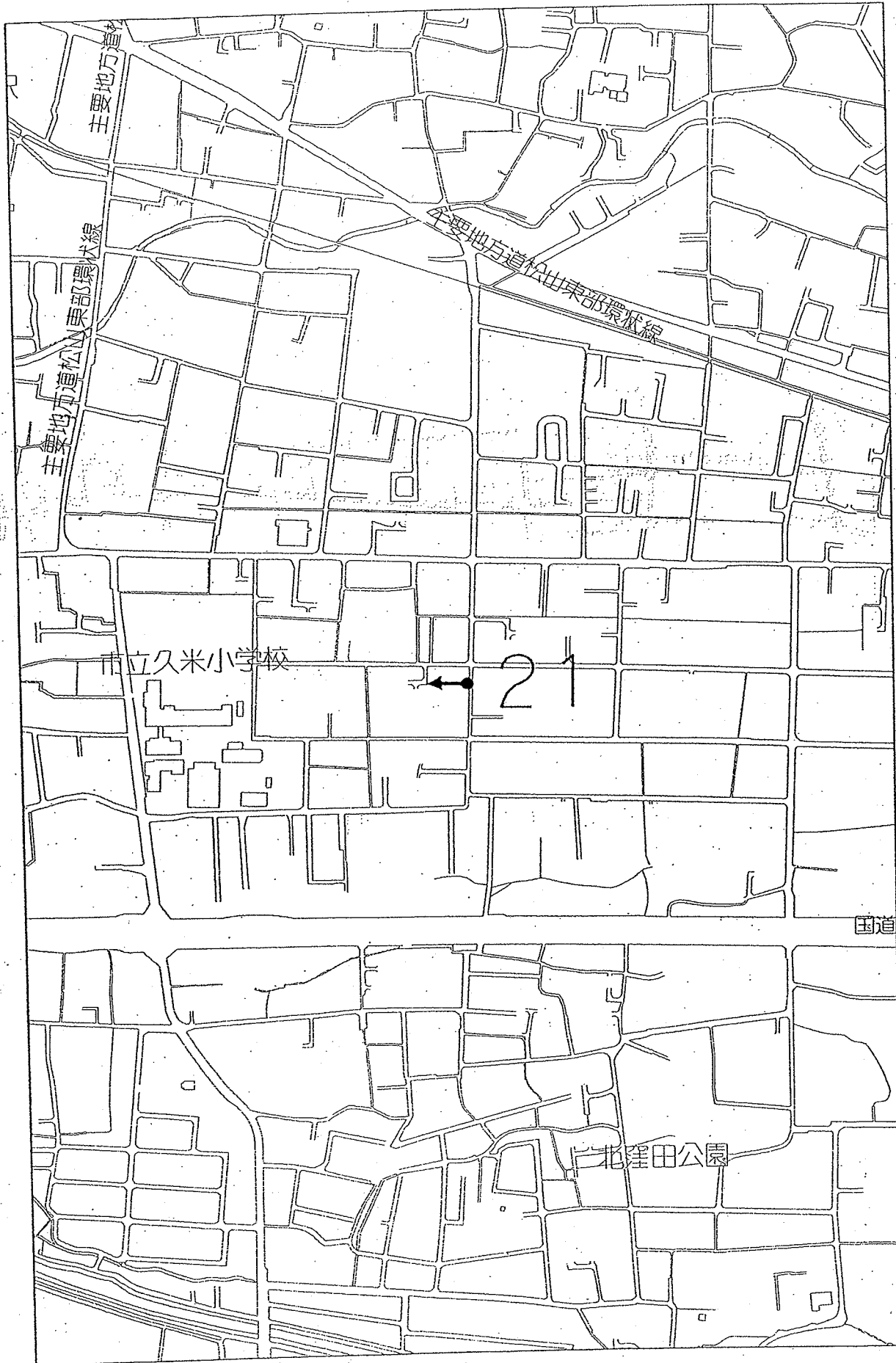


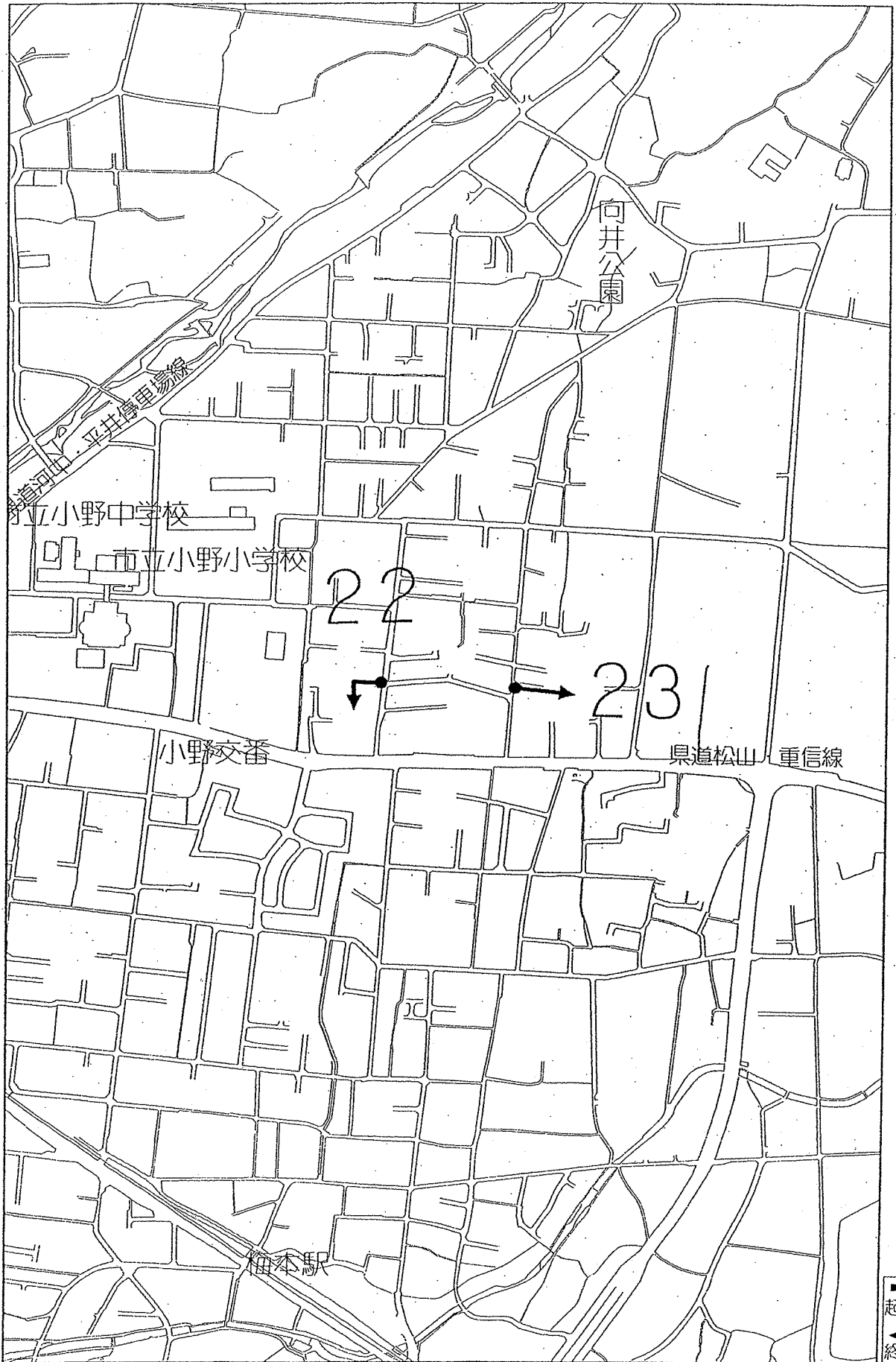
● 起点
← 終点





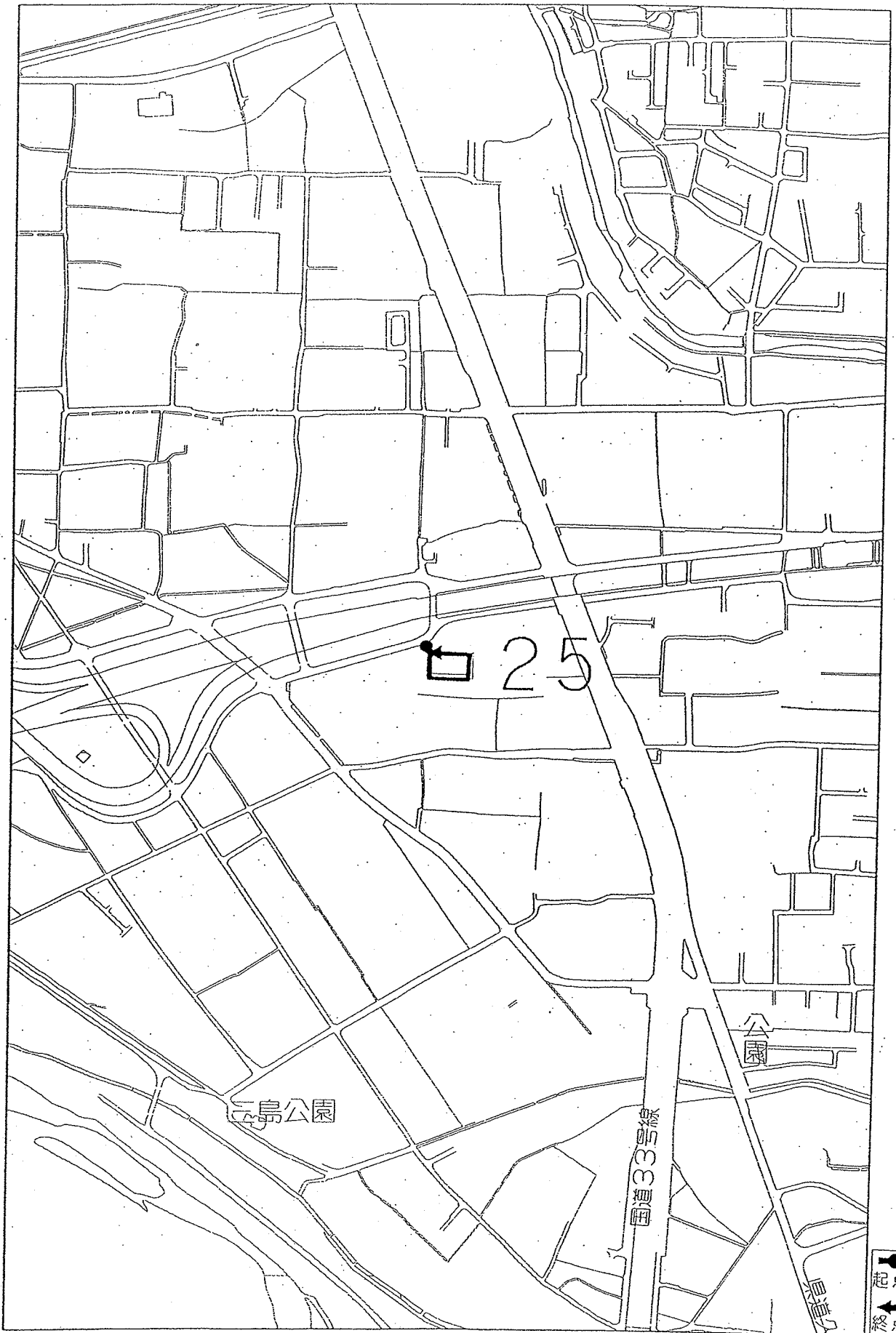


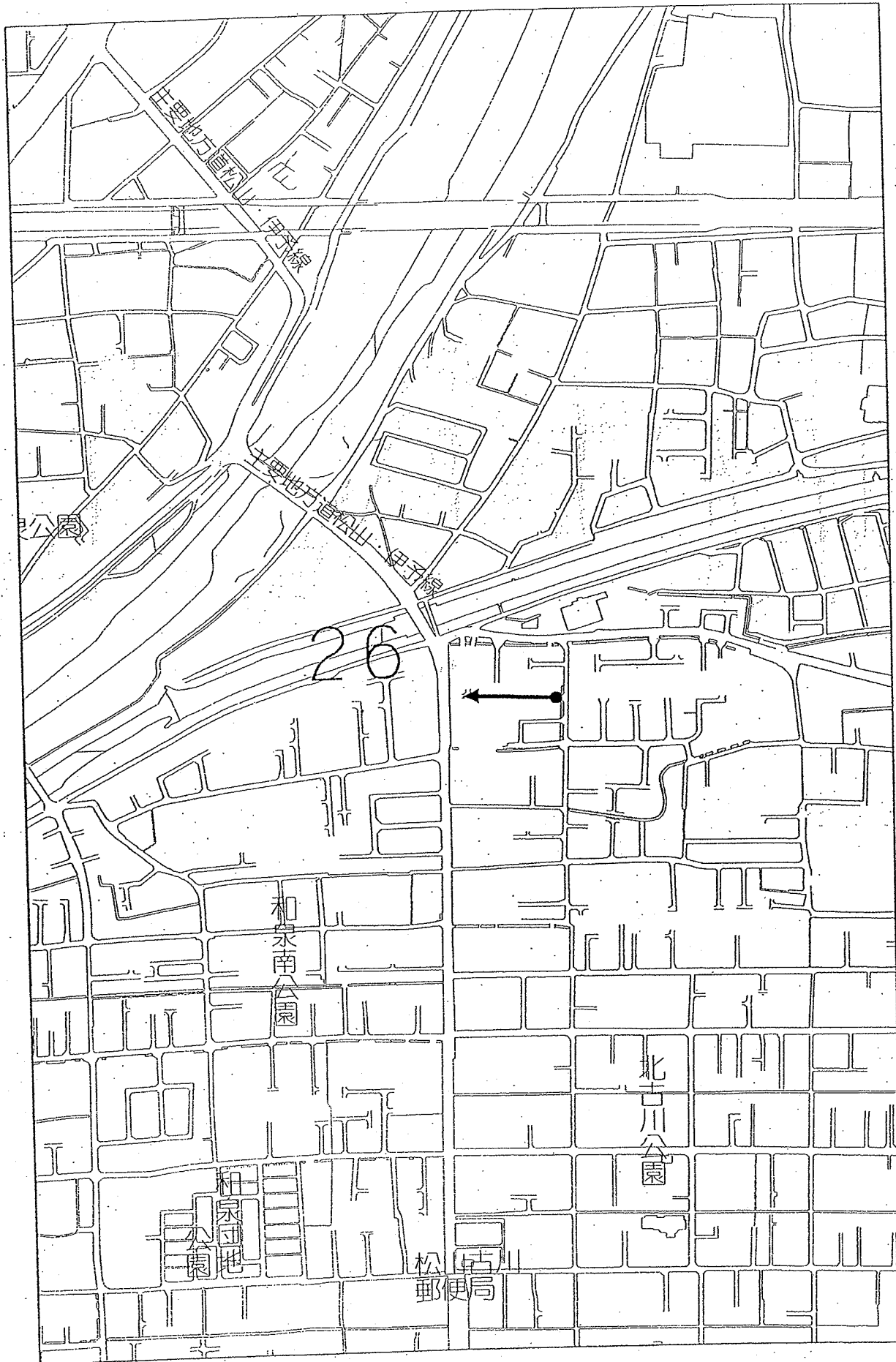




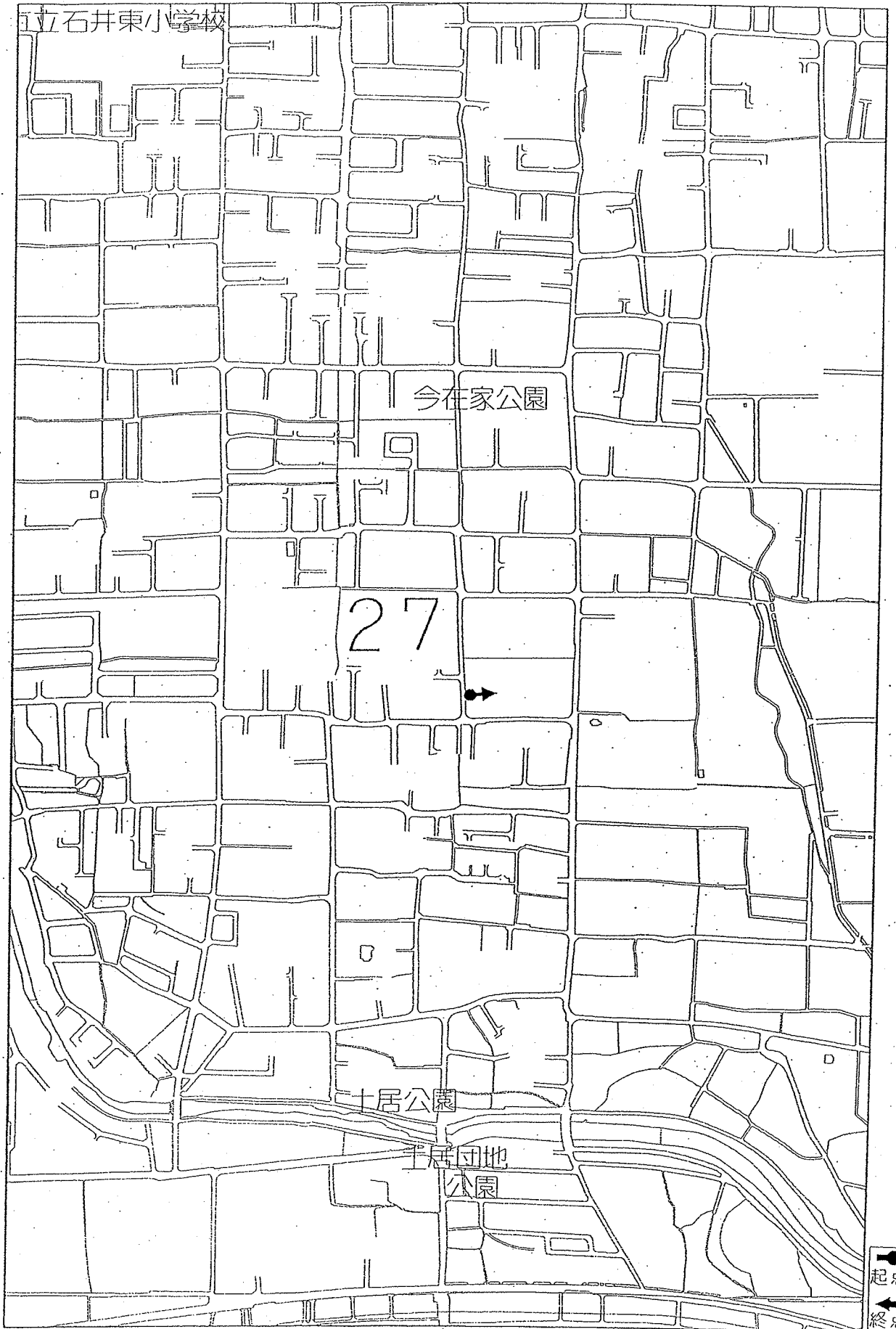


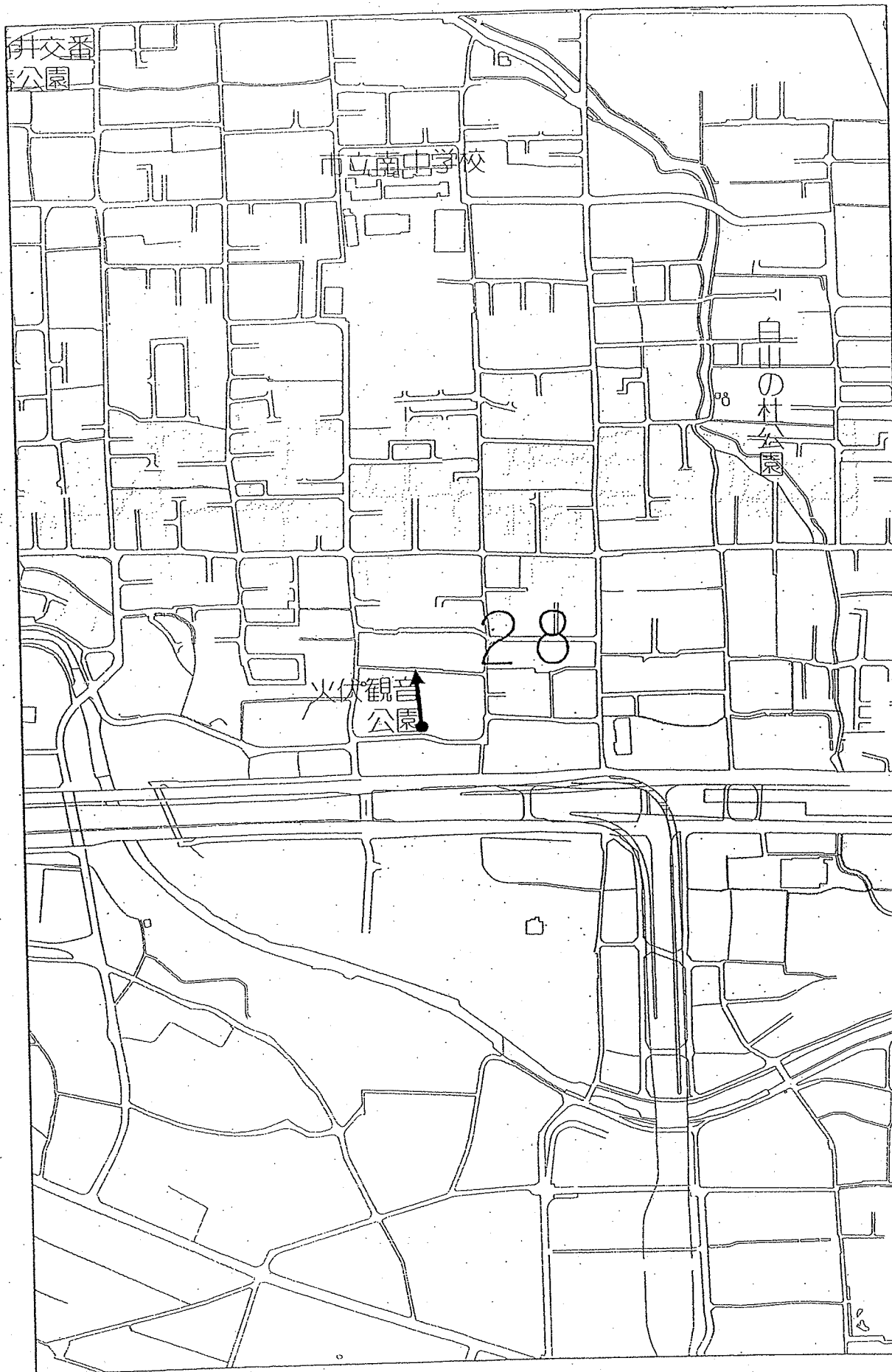
起点
 终点

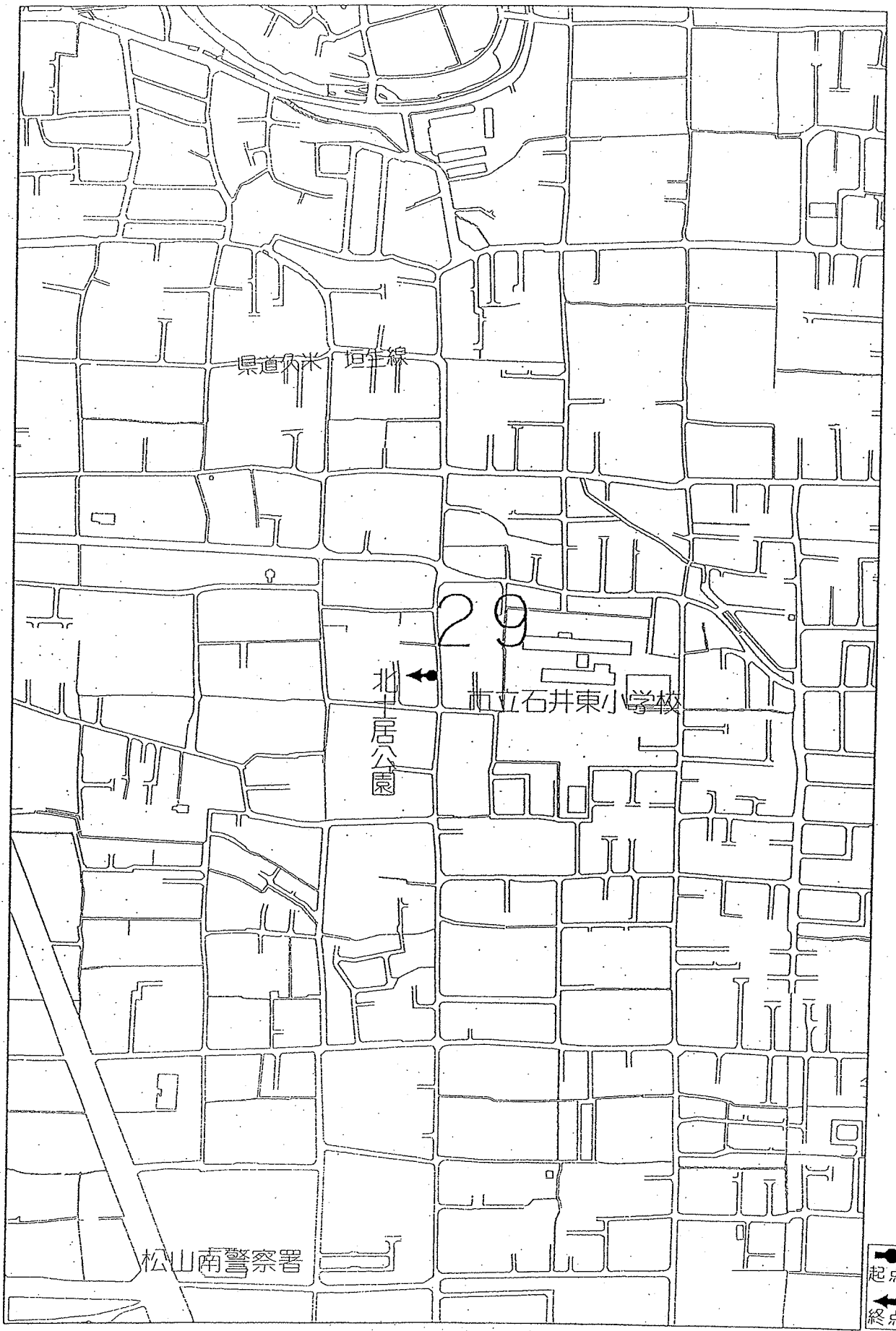


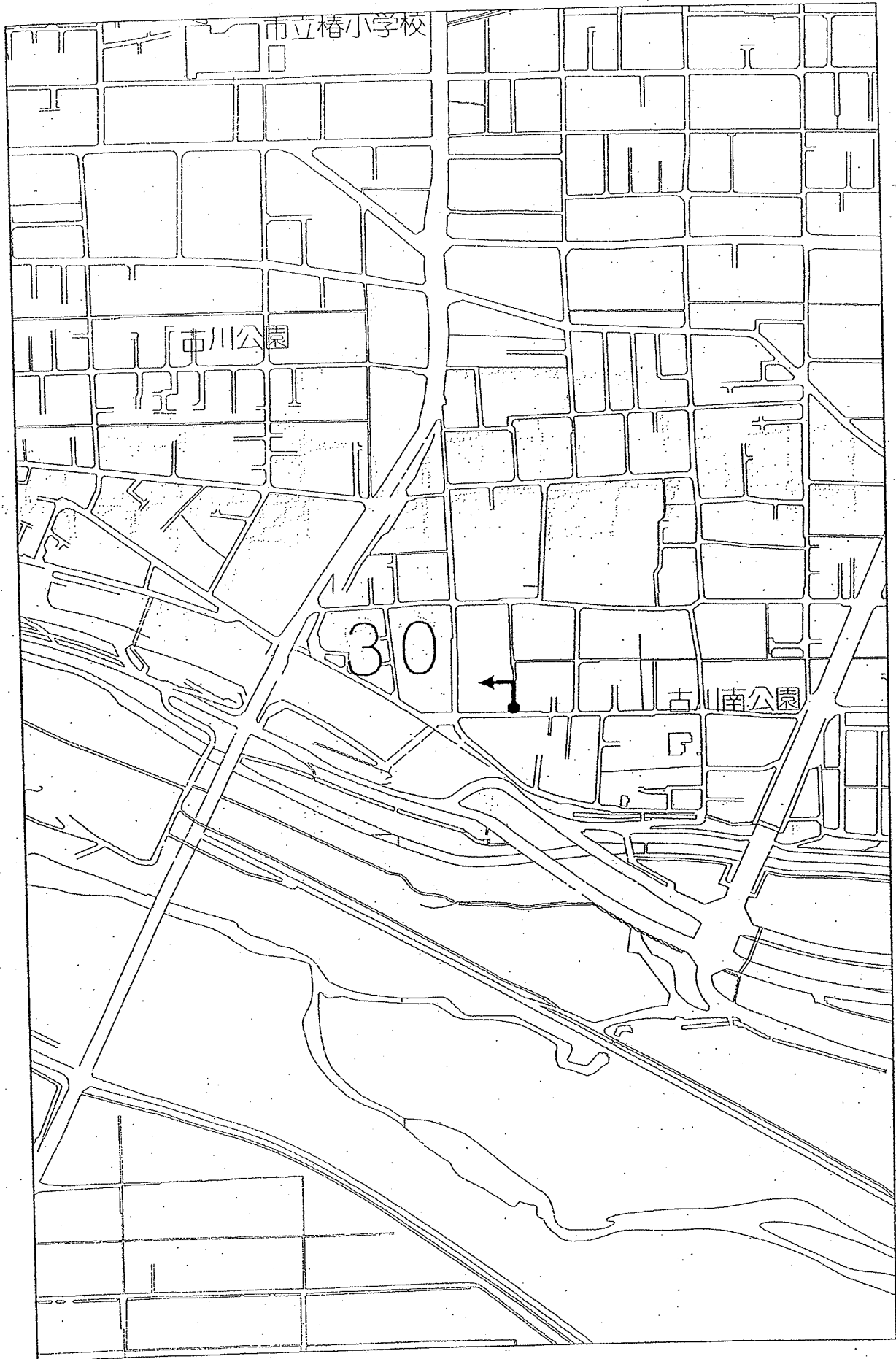


● 起点
 ← 終点









図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 生石 286号線	松山市南吉田町 370番1地先	松山市南吉田町 368番1地先	5.9 ～ 10.8	101.4
2	市 道 生石 287号線	松山市南吉田町 11番1地先	松山市南吉田町 6番1地先	5.6 ～ 17.2	117.4
3	市 道 雄郡 202号線	松山市土居田町 262番10地先	松山市土居田町 262番8地先	4.3 ～ 9.5	74.4
4	市 道 味酒 141号線	松山市朝日ヶ丘二丁目 1095番5地先	松山市朝日ヶ丘二丁目 1095番15地先	4.3 ～ 9.7	71.9
5	市 道 清水 163号線	松山市山越二丁目 甲13番1地先	松山市山越二丁目 甲13番4地先	4.3 ～ 8.7	39.7
6	市 道 桑原 267号線	松山市正円寺四丁目 259番7地先	松山市正円寺四丁目 259番3地先	4.5 ～ 9.1	44.0
7	市 道 桑原 268号線	松山市樽味四丁目 246番4地先	松山市樽味四丁目 235番5地先	4.3 ～ 8.6	73.7
8	市 道 味生 281号線	松山市北斎院町 1030番5地先	松山市北斎院町 1030番14地先	5.3 ～ 9.9	96.5
9	市 道 味生 282号線	松山市北斎院町 273番1地先	松山市北斎院町 273番6地先	4.3 ～ 9.2	35.4
10	市 道 生石 288号線	松山市南吉田町 601番6地先	松山市南吉田町 601番9地先	5.0 ～ 14.5	43.2
11	市 道 潮見 137号線	松山市鴨川三丁目 1046番1地先	松山市鴨川三丁目 973番9地先	5.3 ～ 7.4	110.2
12	市 道 潮見 138号線	松山市鴨川三丁目 1054・1055合併1地先	松山市鴨川三丁目 1054・1055合併3地先	4.3 ～ 6.3	46.6
13	市 道 潮見 139号線	松山市鴨川三丁目 976番3地先	松山市鴨川三丁目 976番8地先	4.3 ～ 8.0	18.7
14	市 道 潮見 140号線	松山市志津川町 25番3地先	松山市志津川町 20番14地先	4.3 ～ 4.3	46.3
15	市 道 潮見 141号線	松山市志津川町 25番3地先	松山市志津川町 25番6地先	4.3 ～ 8.3	15.6
16	市 道 和気 242号線	松山市馬木町 2412番2地先	松山市馬木町 2412番3地先	4.8 ～ 9.2	35.8

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 和気 243号線	松山市太山寺町 2399番8地先	松山市太山寺町 2399番18地先	5.3 ~ 10.7	46.4
18	市 道 余土 240号線	松山市市坪南二丁目 314番3地先	松山市市坪南二丁目 316番1地先	4.3 ~ 8.7	34.1
19	市 道 久米 242号線	松山市北久米町 427番3地先	松山市北久米町 434番7地先	4.3 ~ 9.0	105.6
20	市 道 久米 243号線	松山市北久米町 986番5地先	松山市北久米町 986番9地先	4.3 ~ 8.8	50.2
21	市 道 久米 244号線	松山市鷹子町 48番8地先	松山市鷹子町 48番6地先	4.8 ~ 9.3	32.7
22	市 道 小野 236号線	松山市北梅本町 甲796番1地先	松山市北梅本町 甲796番5地先	4.3 ~ 8.7	46.9
23	市 道 小野 237号線	松山市北梅本町 甲851番5地先	松山市北梅本町 甲857番5地先	4.3 ~ 8.7	51.4
24	市 道 小野 238号線	松山市平井町 甲2380番1地先	松山市平井町 甲2380番9地先	6.3 ~ 10.7	47.6
25	市 道 浮穴 105号線	松山市井門町 64番7地先	松山市井門町 62番12地先	5.3 ~ 9.7	124.9
26	市 道 石井 513号線	松山市和泉南一丁目 148番20地先	松山市和泉南一丁目 148番11地先	4.3 ~ 8.7	97.5
27	市 道 石井 514号線	松山市今在家四丁目 359番10地先	松山市今在家四丁目 359番13地先	4.3 ~ 8.7	13.8
28	市 道 石井 515号線	松山市北井門四丁目 363番5地先	松山市北井門四丁目 363番9地先	5.3 ~ 9.5	43.8
29	市 道 石井 516号線	松山市北土居四丁目 310番6地先	松山市北土居四丁目 310番9地先	5.3 ~ 9.7	15.2
30	市 道 石井 517号線	松山市古川南三丁目 780番15地先	松山市古川南三丁目 780番11地先	4.8 ~ 9.2	66.6

